通級による指導とは～自立活動の指導の在り方～

学校が始まって間もない中、はや７月がやってきました。例年であれば、１学期のまとめを行い、夏期休業にむけて準備を行っていく時期です。しかし、今年度はいつもの夏とは異なります。少しずつ、子どもたちの実態が見え始めたころではないでしょうか。

今月のなるほど！では、「通級による指導」における、自立活動の指導の在り方について紹介します。通級担当の先生だけではなく、通常学級、特別支援学級、特別支援学校の先生にも改めて知っていただいたり、考えていただいたりする機会になればと思います。

１　通級による指導とは

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態のことです。障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに、かつ弾力的に提供するものです。

２　特別の指導とはどのような指導か

障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。

３　通級による指導の形態について

通級による指導の実施形態には、以下の３つがあります。

① 児童生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」
② 他の学校に通級し、指導を受ける「他校通級」
③ 通級による指導の担当教師が該当する児童生徒のいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して行う「巡回指導」

４　通級による指導の対象

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものになります。障害の程度等、詳しい内容は、文部科学省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月）において、定められています（文末参照）。

兵庫県においては、小学校・中学校には、「言語障害」「自閉症」「LD、ADHD 等」の通級指導教室、聴覚特別支援学校には「難聴」の通級指導教室が設置されています。

また、兵庫県では、小・中学校の LD、ADHD 等通級指導教室担当教員を「学校生活支援教員」と呼んでいます。平成 30 年度からは、一部の高等学校にも、LD、ADHD 等の通級指導教室が設置されています。

通級による指導の対象とするかどうかの判断は、医学的な診断の有無だけではなく、総合的に児童生徒をみて判断することが必要です。

また、知的障害のある児童生徒は、障害の特性や発達状態に応じた特別の教育課程や指導法により比較的多くの時間、特別支援学級において指導することが効果的であり、ほとんどの時間、通常の学級で通常の授業を受けながら通級するという教育形態はなじまないことから、通級による指導の対象にはなっていません。

5　教育課程の編成（学教教育法施行規則第 140 条より）

通級による指導に係る特別な教育課程を編成するに当たっては、児童生徒の障害に応じた特別の指導を、教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとされています。

教育課程に加える場合

・放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定し、対象となる児童生徒について指導を実施する。
　→この場合、対象となる児童生徒の全体の授業時数は他の児童生徒に比べて増える

教育課程の一部に替える場合

・他の児童生徒が他の授業を受けている時間に、通級による指導の時間を設定し、対象となる児童生徒について通級による指導を実施する。
　→この場合、対象となる児童生徒の全体の授業時数は増えない
　→一部に替えるとは、「替える」対象となる教科等の関係で、当該教科等と同一の目標を達成するための手段として代替するという意味ではなく、あくまでも授業時間として代替するという意味（ex. 数学の授業に通級による授業を受けた場合、その通級による授業が数学の授業としてカウントされることはない）
　→高等学校においては、一部に替えることができない授業が学習指導要領に規定されている（必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動など）

6　通級による指導の授業数（学教教育法施行規則第 140 条より）

小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）

・年間 35 単位時間から、280 単位時間までを標準とする。
　→週１時間～８時間
・学習障害、注意欠陥多動性障害に該当する児童生徒は、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とする。
　→LD、ADHD 等の通級指導では、月に１時間でも指導の効果が得られる可能性があることから、月に１～８時間と定められている。

高等学校・中等教育学校（後期課程）

- 年間７単位を超えない範囲
- 当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。
- 単位の認定については、各学校において、生徒ごとの個別の指導計画等に通級による指導における指導目標を明確に定め、原則として週１回以上通級による指導を行い、十分にその目標が達成できたと校長が判断した場合に認められる。

７　個別の指導計画と個別の教育支援計画について

通級による指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することが主な目的です。基本的にはそのための特別な指導が中心となることから、児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即した指導目標の設定や指導内容・方法の工夫などの配慮が必要です。そのために、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する必要があります。

決まった教科書や教材がなく、一人一人の状況に応じた指導を行う通級による指導においては、その時点での対象となる児童生徒の学習状況を把握する上で、課題や指導目標、指導内容、指導方法、評価などについて記載されている個別の指導計画が大変重要になります。

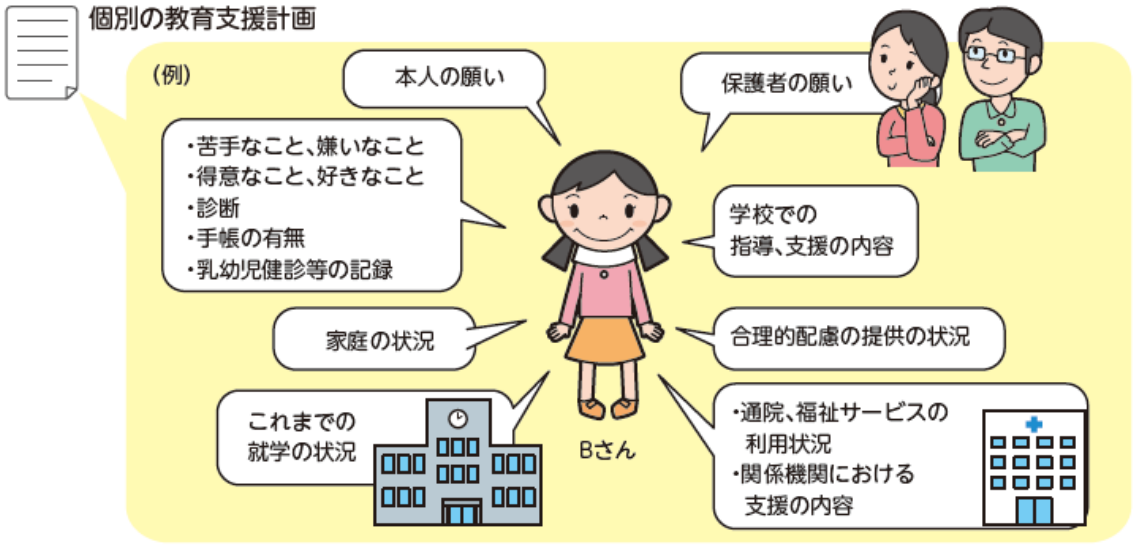

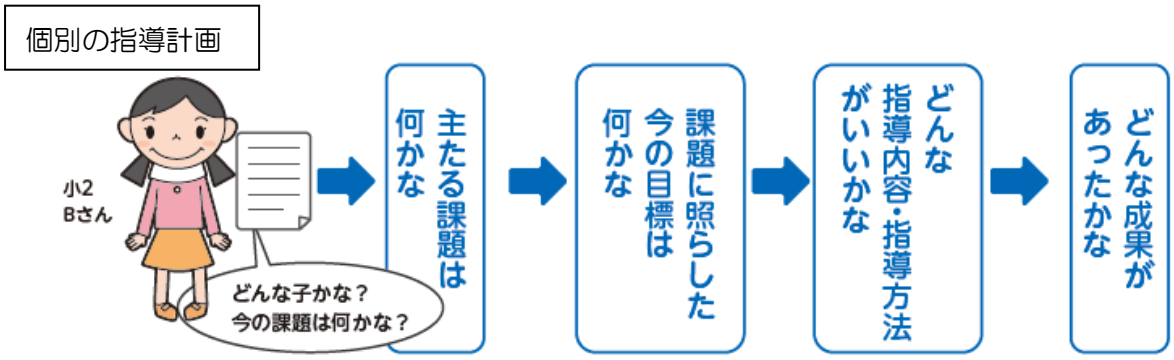

初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド　文部科学省　令和２年３月より

８　通級による指導の実際

個別の指導計画を元に、対象となる児童生徒の課題に応じた指導を行います。これが特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導となります。通級による指導のなかで、児童生徒にとってわかりやすい学び方を学習したり、苦手なことへの対応の仕方を学んだりします。

「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱うことができる」と定められています（学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程について定める件　平成５年文部省告示第７号）が、障害における学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するという目的とは無関係に、単に各教科の内容を取り扱うことを目的とした指導を行うことはできません。

障害種ごとの指導内容や方法、各教科の内容を取り扱いながら行う指導については、文科省から出されている「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（令和２年３月）や「障害に応じた通級による指導の手引き」（平成 30 年８月）に掲載されていますので、ご覧下さい。

＜参考資料＞

○「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」
文部科学省　平成 25 年 10 月
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm
○「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」文部科学省　令和２年３月
https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html
○「障害に応じた通級による指導の手引」文部科学省　平成 30 年８月
○「小学校・中学校教職員のための特別支援教育ハンドブック」兵庫県立特別支援教育センター　平成 31 年３月